

「伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例」のパブリックコメントで頂いた意見とそれに対する県の考え方

【対応欄の説明】

- ①最終案に反映するもの ②最終案に一部反映するもの ③既に反映しているもの ④最終案への反映は難しいが今後の検討課題や参考とするもの ⑤最終案に反映することが難しいもの ⑥その他(①～⑤に該当しないもの)

No	項目	骨子案に対する意見	対応	意見に対する県の考え方
1	規制する期間	規制期間が長い、サミット前のかかなり早い時期(3月27日)から規制されるのはなぜか。	⑥	サミット開催日が5月26日及び5月27日であることから、県民の方への影響を考慮しつつ、要人の警護に万全を期す必要があり、最長の期間として、サミット開催初日の5月26日の60日前から規制することで関係機関と調整しました。
2	規制する場所	要人等の訪問先施設がどこであるのか現時点ではわからないのか。	⑥	要人等の訪問先施設がどこであるかは、現時点では未定であり、今後もなかなか決まらないことも想定されることです。
3	許可	農薬散布の為、無人ヘリを飛ばす場合は申請を上げれば許可されるものか。	⑥	住民生活を送るうえで真にやむを得ない場合に許可とする方向で検討中です。真にやむを得ない場合として、自己所有地での農薬散布など農業目的での利用を想定しているところです。
4	その他	伊勢志摩サミット開催は全世界へ三重県伊勢志摩地域をPRする絶好の機会です。全世界が注目している間にいかに三重県伊勢志摩地域の魅力を発信出来るかということが非常に重要であります。特に開催地志摩市の空撮映像素材というのは全世界のメディアが大金を叩いてでも欲しがる素材です。	⑥	事務の参考とさせていただきます。
5	その他	私たちが認めるドローン操縦業者を三重県民から選出し、伊勢志摩サミット三重県公認ドローンプロモーションチームを結成し、各メディアへ素材提供し広く発信する事を志願致します。	⑥	事務の参考とさせていただきます。
6	その他	悪意を持ってドローンを使用する人を即座に排除することが、最も重要だと考えております。しかし、悪意を持っている人と、志摩のプロモーションなどで使用する人の区別がつかないのが現状です。規制する範囲内はもちろんの事ですが、範囲外であっても区別がつけば取り締まり易いと考えます。	⑥	事務の参考とさせていただきます。

No	項目	骨子案に対する意見	対応	意見に対する県の考え方
7	その他	<p>私たちは三重県の魅力を空撮映像、写真を使って発信する操縦者のネットワークを三重県中で構築致します。</p> <p>サミット開催によるドローン規制の期間内は三重県内すべてにおいてドローンの使用に申請が必要とし、誰がどこでいつ何の為にドローンを使用するのかを私たちが把握し、申請者には一目で分かるユニホームなどを着用させ、ドローン本体にも目印をつけ、悪意を持ってドローンを使用するテロリストを即座に判断できるような規制を設ける事を志願致します。</p>	⑥	事務の参考とさせていただきます。
8	その他	<p>当方、関係協議会にも加入しており、国としてのドローン整備を今後どうするかを率先して活動しています。この協議会でも話している通り、一般の方が使えるドローンの範囲と業者向けの利用範囲を分ける必要があると思います。</p> <p>業者と認定される部類としては、陸上無線技術士を保持している業者。ドローンの経験が1年以上。人身保険をかけている等、ある一定の情景を満たしたもののだけが許されるようにすれば事故など軽減されると思います。</p> <p>産業革命をいい方向に導いて行くのは、私どもが率先して実施すべきと私は考えております。</p>	⑥	事務の参考とさせていただきます。
9	条例の目的	誰がこの条例を執行するのですか。警察官ですか。海の場合はどうするのですか。	⑥	その執行は警察官を想定しています。海の場合は、海上保安官と警察官が連携しながら対応することになると考えられます。
10	規制する場所	<p>賢島の地図を見て、1.5kmの範囲を確認しましたが、とても複雑です。非常にわかりにくいと思います。子どもも飛ばすことがあるので、誰にでも分かりやすい範囲にしないといけないと思います。取り締まる方もわかりにくいと思います。もっと分かりやすい規制にしてはどうでしょうか。ドローンだけではなく、ラジコンの飛行機やヘリコプターも規制されるということになりませんか。子どもが遊べなくなりませんか。</p>	①	<p>ご指摘を踏まえ、賢島の規制範囲について、賢島内にある基準点を中心として半径1.5kmの円内の地域(海域を含む)と修正しました。</p> <p>ラジコンの飛行機やヘリコプターも規制対象になります。</p>